

# 第4期 白石町障害福祉計画

---



平成27年3月  
佐賀県白石町



# 目 次

## 第1 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画期間中の見直し及び推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2 障害者等の現状

- 1 障害児・者の手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 障害支援区分認定者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3 障害福祉サービス等の種類と体系

- 1 障害福祉サービス等の種類と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 障害福祉サービス等の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

## 第4 平成29年度における目標設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 3 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 4 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

## 第5 障害福祉サービス等の見込量

- 1 訪問系サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 2 日中活動系サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 3 居住系サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 4 相談支援サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 5 障害児支援の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 6 地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

## 第6 障害福祉サービス等の見込量確保のための方策

- 1 障害福祉サービスの提供体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 2 障害児支援の提供体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- 3 地域生活支援事業の提供体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

## 参考資料

- 第4期白石町障害福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 3 7

# 第1 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

「第4期白石町障害福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正。以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度におけるサービスの必要量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保のための方策を定めるものです。

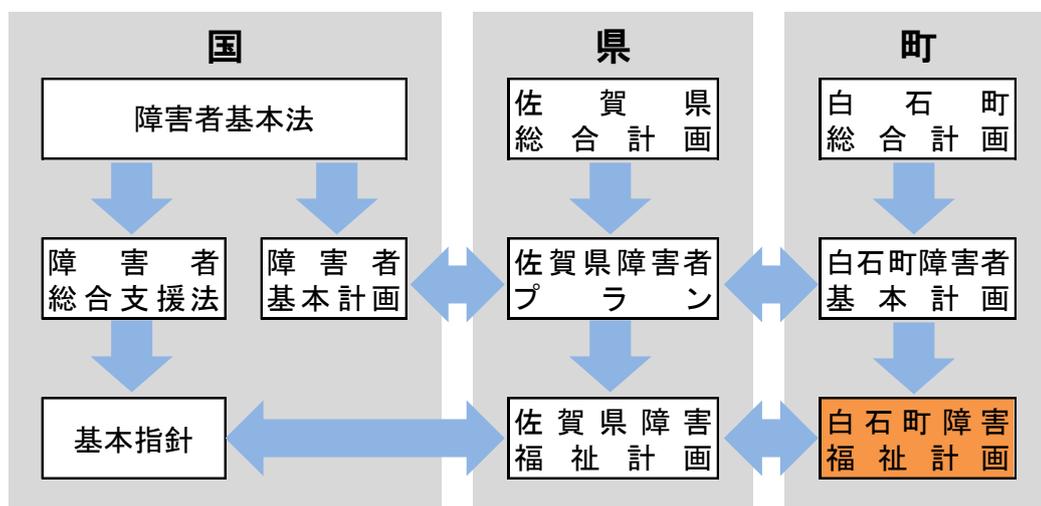
## 2 計画の位置付け

### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、国及び佐賀県の計画との整合性を図りながら、白石町総合計画に即した「白石町地域福祉計画」及びその障害福祉分野の計画である「白石町障害者基本計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「白石町子ども・子育て支援事業計画」等との整合を考慮し、策定するものです。



### 3 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。また「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

### 4 計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
第2期			第3期			第4期		

### 5 計画期間中の見直し及び推進体制

基本指針では、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

このため、本計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な場合には適切な見直しを行います。

本計画の推進については、保健、医療、教育など幅広い分野に関係し、また、障害のある人の就労を促進するためには、就労・雇用関係分野との連携が重要です。そのため、本計画の推進においては、関係各課の連携のもと、医療機関、保健福祉機関、教育機関、就労・雇用機関等の相互協力のもと、推進していきます。

## 第2 障害者等の現状

### 1 障害児・者の手帳所持者数の推移

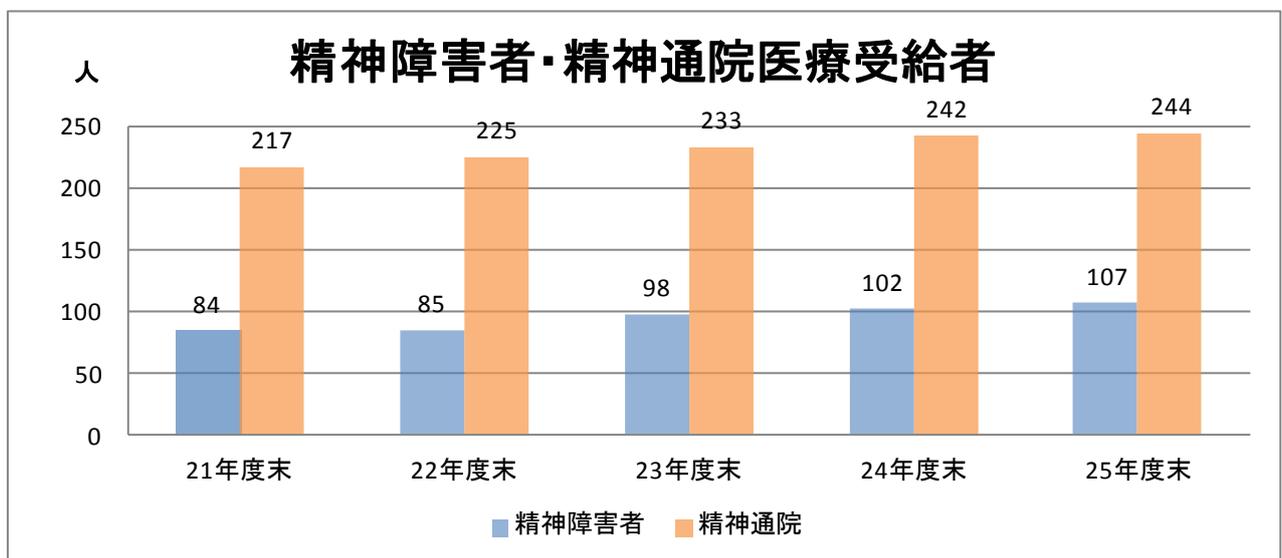
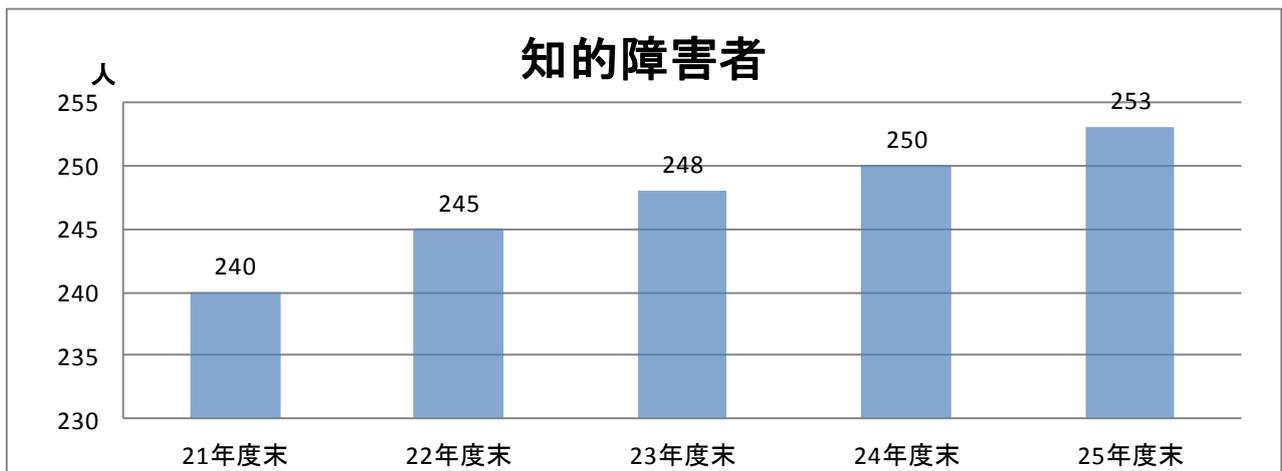
白石町の障害児・者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、平成26年3月31日現在で1,966人、総人口に対する出現率は7.9%であり、町民の約12人に1人が身体、知的又は精神に障害があるという状況です。

また、総人口に占める身体・知的・精神障害者の割合は増加傾向にあり、特に知的障害者と精神障害者の割合は高い伸び率を示しています。

さらに、精神通院医療受給者証の交付者も増加傾向にあり、何らかの支援を必要とする方は、今後ますます増加するものと思われます。

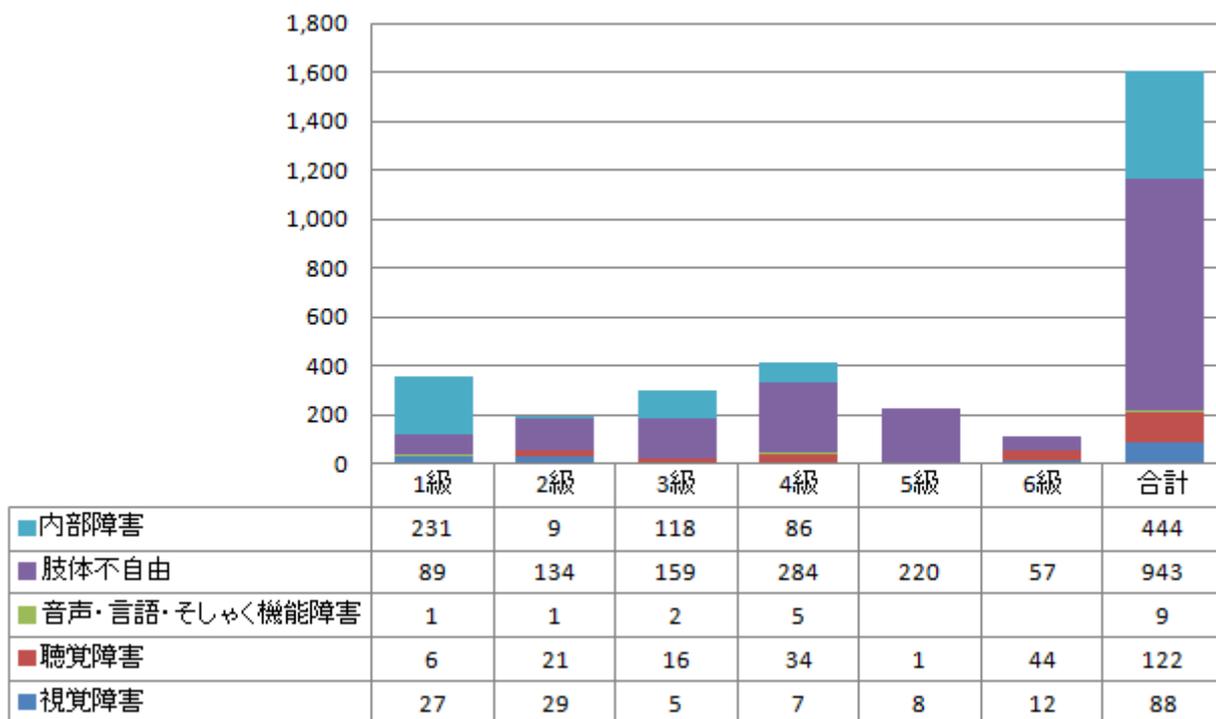
【平成21年度から平成25年度の伸び率】

- ・知的障害者 ⇒ 5.4%の増
- ・精神障害者 ⇒ 27.4%の増
- ・精神通院医療受給者証 ⇒ 12.5%の増

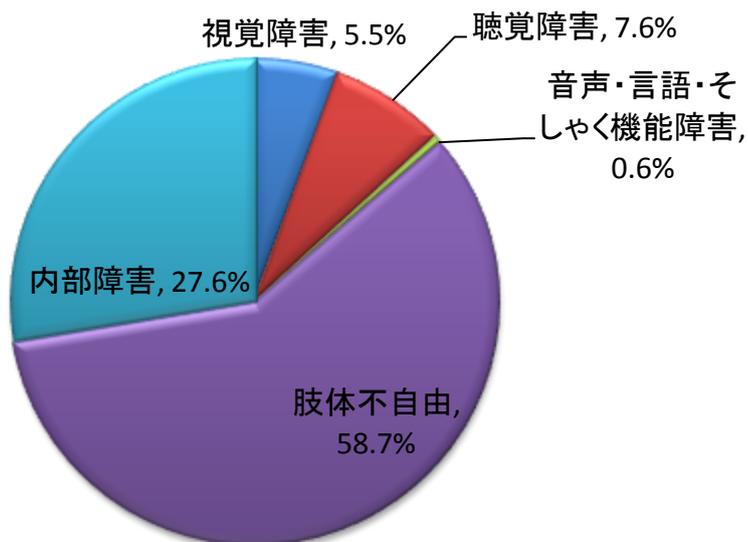


身体障害者手帳の所持者数は、1,600 人超で推移しています。内部障害では、心臓機能障害、腎臓機能障害、直腸機能障害の割合が高く、肢体不自由では、下肢機能障害の割合が高くなっています。

### 身体障害者手帳所持者数 平成26.3.31現在



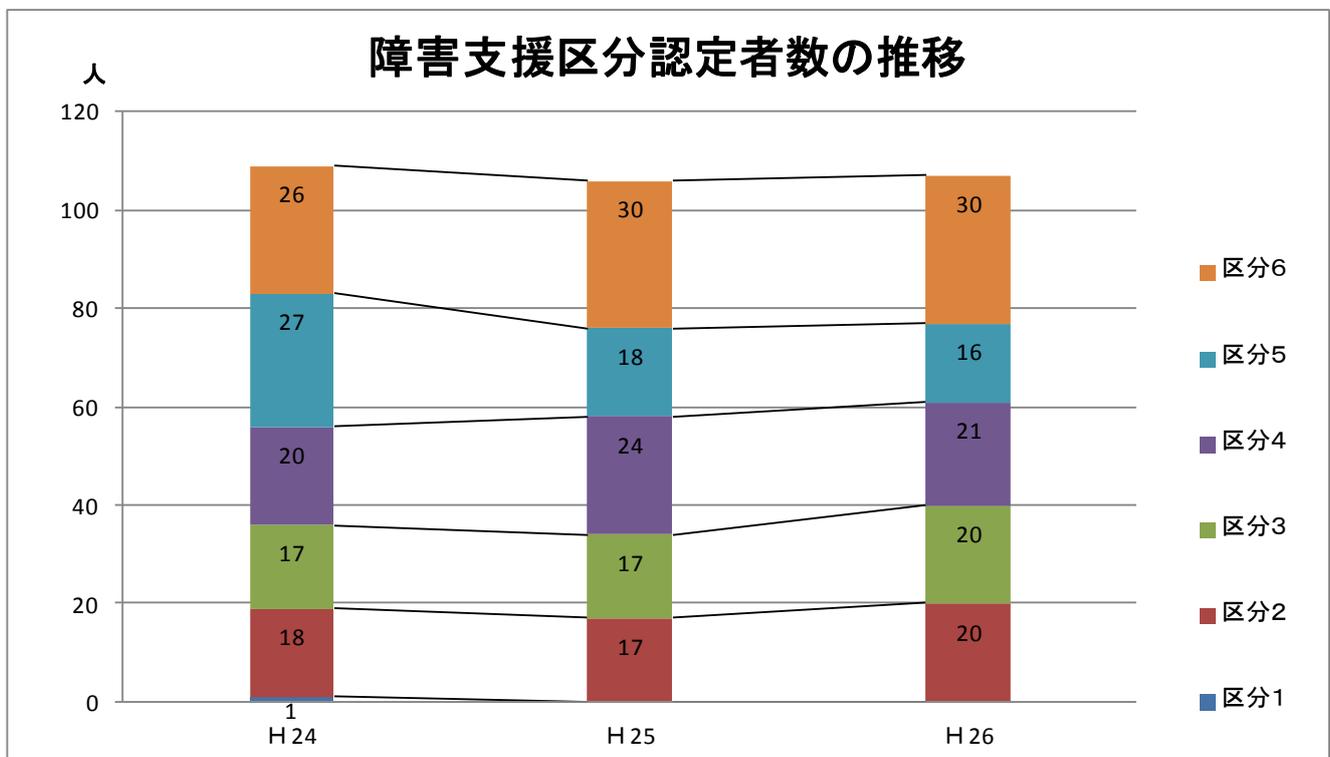
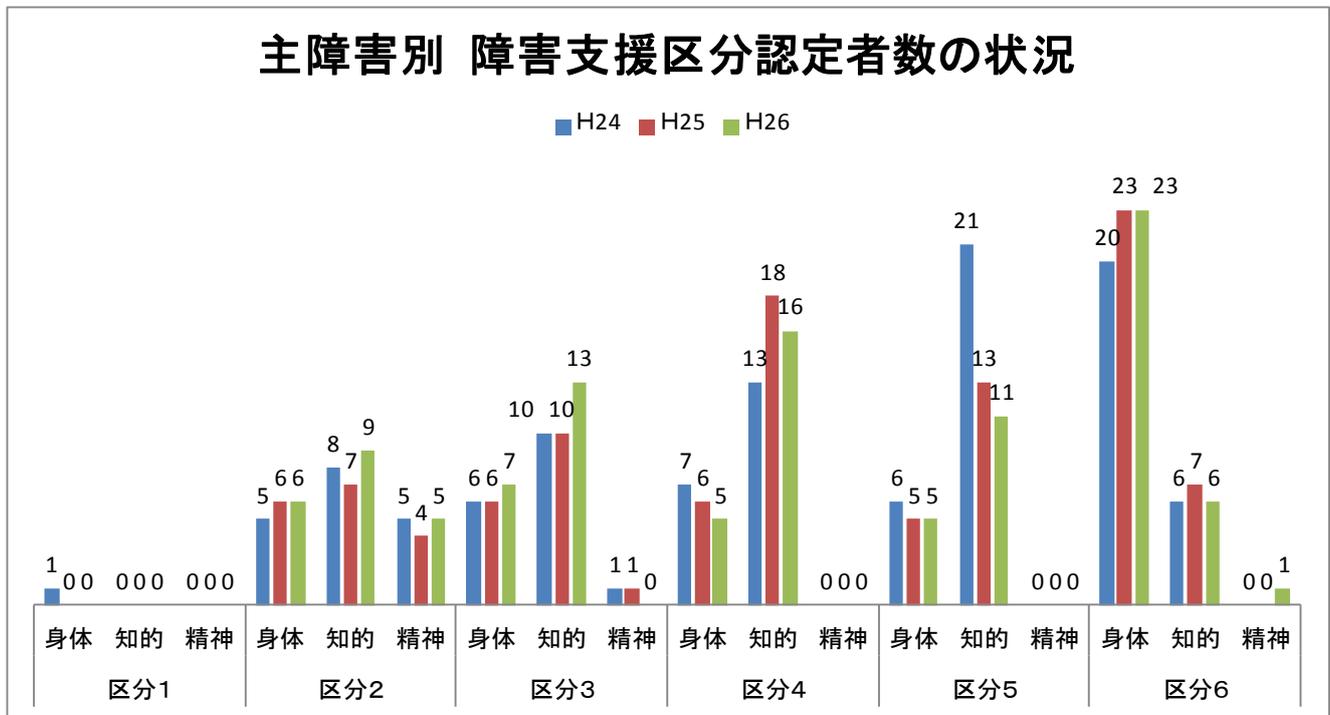
### 部位別割合



## 2 障害支援区分認定者数の状況

障害者総合支援法に基づく「介護給付」の支給対象となるサービスを受けるためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

本町における障害支援区分別の認定者数は以下のとおりとなっています。



# 第3 障害福祉サービス等の種類と体系

## 1 障害福祉サービス等の種類と内容

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つのサービスに大きく分かれます。

また、障害児を対象としたサービスは児童福祉法に規定されています。

### (1) 障害者総合支援法に基づくサービス(自立支援給付)

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものについて、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する障害者について、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設等への短期間の入所を必要とする障害者等について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。
	重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。
	施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

区分	サービス名	サービス内容	
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障害者又は難病等対象者について、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	
	自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害を有する障害者について、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。	
	宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害を有する障害者について、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。	
	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者について、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	
	就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。	
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者等の心身の状況、その置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容を記載したサービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との調整を行います。
		継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者及び矯正施設等を退所する障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
		地域定着支援	居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

区分	サービス名	サービス内容
自立支援医療	更生医療	更生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
	育成医療	育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
	精神通院医療	精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。
補装具費		身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）について、購入又は修理に要した費用の額の一部を支給します。

## (2) 障害者総合支援法に基づくサービス(地域生活支援事業)

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修・啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
	相談支援事業	障害者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な支援を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用支援及び経費の一部について補助します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
	日常生活用具給付事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
任意事業	福祉ホームの運営	住居を必要としている障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	訪問入浴サービス	一般の家庭浴槽において入浴することが困難な在宅の重度身体障害者等に対し、入浴車、看護師等を派遣し、入浴の機会の提供を行います。
	日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため障害者等の一時預かりを行います。
	自動車運転免許取得・改造助成	身体又は知的障害者が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。また、身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。
	更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に対し、更生訓練費を支給し社会復帰の促進を支援します。

### (3) 児童福祉法に基づくサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付不、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援サービスの利用を希望する障害児の心身の状況、その置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援サービスの種類及び内容を記載したサービス等利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

### (4) その他の事業

サービス名	サービス内容
重度心身障害者医療費助成事業	重度の身体障害又は知的障害を有する方が、医療機関等において負担した額のうち、保険診療に係る自己負担額の一部を助成します。
特別支援学校放課後児童健全育成事業	特別支援学校に就学している児童・生徒であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に一時預かりを行います。
福祉タクシー事業	在宅の重度の身体障害者等に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、その生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ります。

## 2 障害福祉サービス等の体系

訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	療養介護 生活介護 短期入所 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型
居住系サービス	施設入所支援 共同生活援助(グループホーム)
相談支援	
自立支援医療	更生医療 育成医療 精神通院医療
補装具費	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業 福祉ホームの運営 訪問入浴サービス 日中一時支援 自動車運転免許取得・改造助成 更生訓練費給付
障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
その他事業	重度心身障害者医療費助成事業 特別支援学校放課後児童健全育成事業 福祉タクシー事業

## 第4 平成29年度における目標設定

本項では、基本指針に則して、次に掲げる事項について、平成29年度における数値目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

#### 【基本指針】

平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とする。

なお、第4期障害福祉計画における目標の設定に当たり、平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

区分		数値	基本指針における目標
施設入所者の 地域生活への移行	平成25年度末施設入所者数 A	54人	
	地域移行者数(目標値) B(A×12%)	7人	平成25年度末の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行する。

区分		数値	基本指針における目標
施設入所者数 の削減	削減見込数(目標値) C(A×4%)	3人	平成25年度末の施設入所者から 4%以上削減する。
	平成29年度末施設入所者数(目標値) D(A-C)	51人	

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行については、基本指針において都道府県の障害福祉計画で目標設定することになっているため、本計画では定めません。

白石町では、佐賀県の数値目標を踏まえながら、相談支援や就労支援等を通して、精神に障害のある方が地域で安心して暮らせるよう努めます。

### 【基本指針】

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）を踏まえ、都道府県は、平成29年度までの目標として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標（※）を設定する。

なお、入院後3ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

- ※・平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上
- ・平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上
- ・平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少

### 3 地域生活支援拠点等の整備

白石町では、基本指針に基づいて、平成29年度末までに、杵藤地区管内（武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、太良町及び白石町）で、地域生活支援拠点を1箇所整備できるよう、関係市町、杵藤地区自立支援協議会などで協議します。

この地域生活支援拠点は、入所施設又はグループホームに機能を付加した「多機能拠点整備型」、若しくは地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が想定されています。

#### 【基本指針】

市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

#### 【地域生活支援拠点 求められる機能】

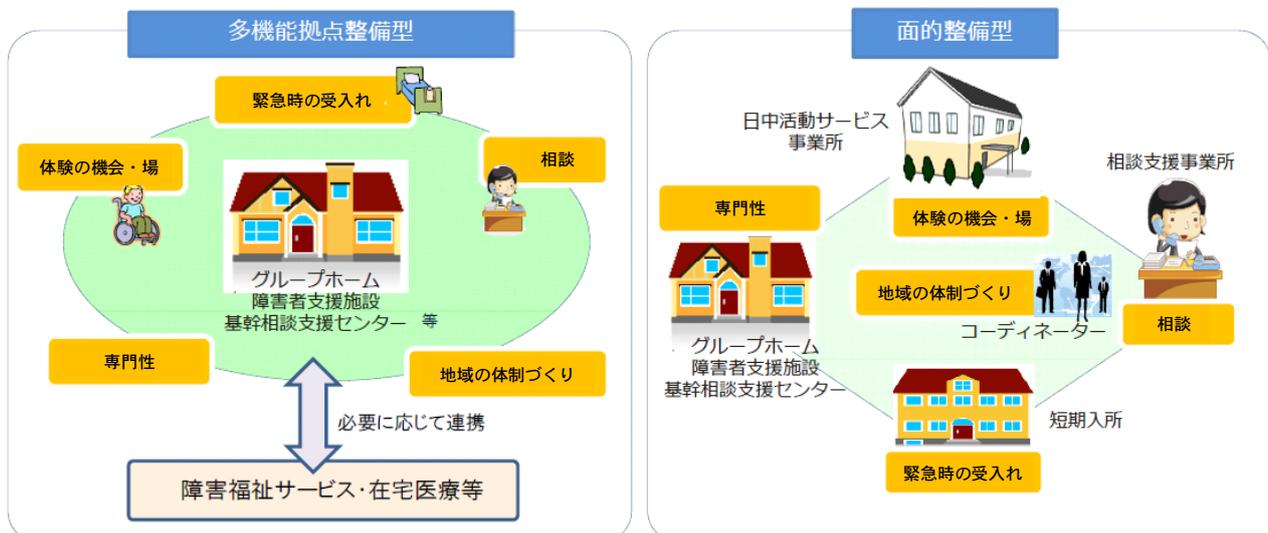
- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

### 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

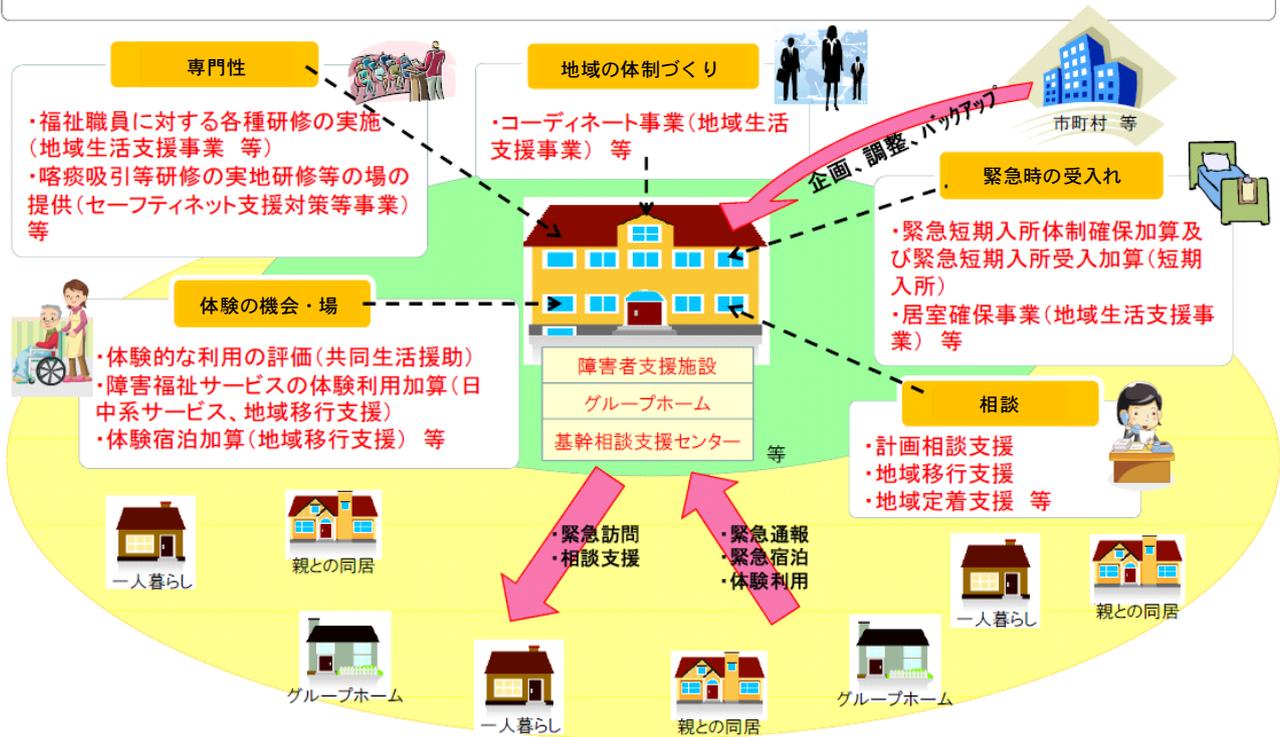
#### ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



## 地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



## 地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行については、就労支援事業等による支援を通じ、利用者のスキルアップを図り、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、その推進に努めます。

### (2) 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度における就労移行支援事業の利用者については、これまでの実績及び基本指針を踏まえ、平成25年度末における利用者数16人の6割増の26人とします。

### (3) 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

本町内における平成25年度の就労移行支援事業所数は1箇所であり、就労移行率は、14.3%となっています。平成29年度における就労移行率については、30%以上を目指します。

#### 【基本指針】

平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。

#### ① 一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。

#### ② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末から6割以上増加する。

#### ③ 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成する。

項目		数値	備考
①	平成24年度の一般就労移行者数	0人	
	平成29年度の一般就労移行者数 (目標値)	1人	
②	平成25年度末就労移行支援事業利用者数	16人	
	平成29年度の就労移行支援事業利用者数 (目標値)	26人	平成25年度末利用者数16人×1.6
③	就労移行率が3割以上の事業所の割合 (目標値)	100%	町内の就労移行支援事業所数1箇所

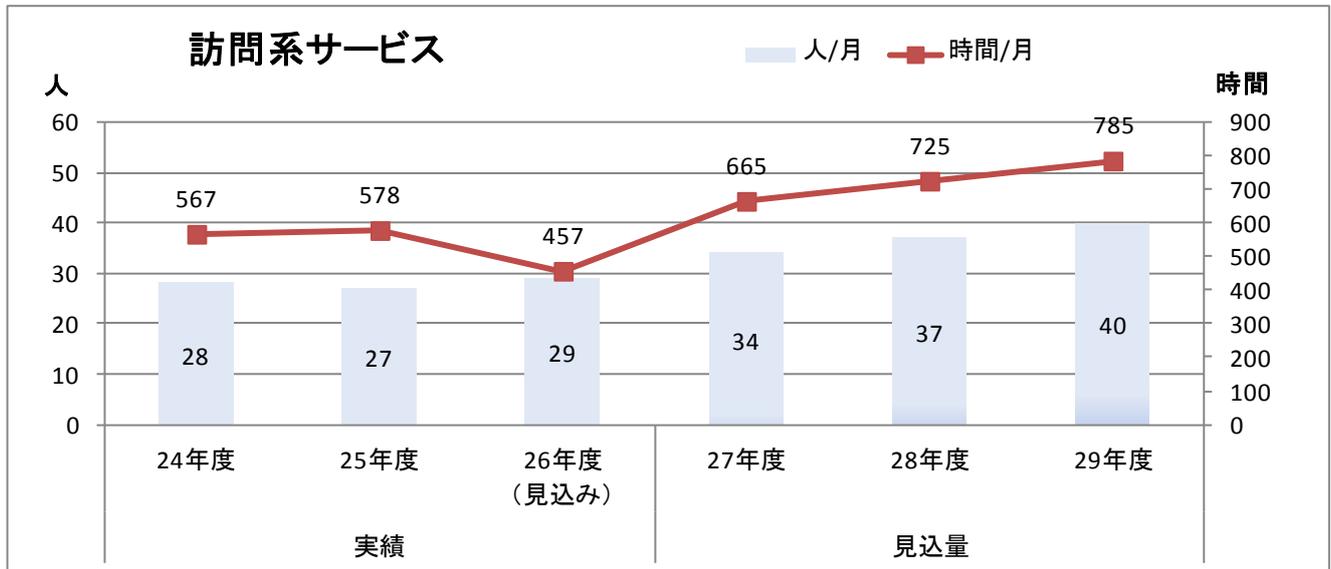
## 第5 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等の見込量については、基本指針を踏まえ、過去の利用実績や利用意向等を勘案し算出します。

### 1 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスについては、障害のある人の地域生活への移行促進や女性の社会進出の推進により、今後も利用の増加が予想されます。このため、利用者数は、一年当たり居宅介護が3人の増加を見込んでいます。また、同行援護の利用者は1人、行動援護の利用者は3人と見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、各サービスともこれまでの利用実績を踏まえ、一月当たり居宅介護20時間、同行援護5時間、行動援護20時間と見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	26	25	27	30	33	36
	時間/月	528	546	429	600	660	720
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	5	5	5
行動援護	人/月	2	2	2	3	3	3
	時間/月	39	32	28	60	60	60
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス	人/月	28	27	29	34	37	40
	時間/月	567	578	457	665	725	785

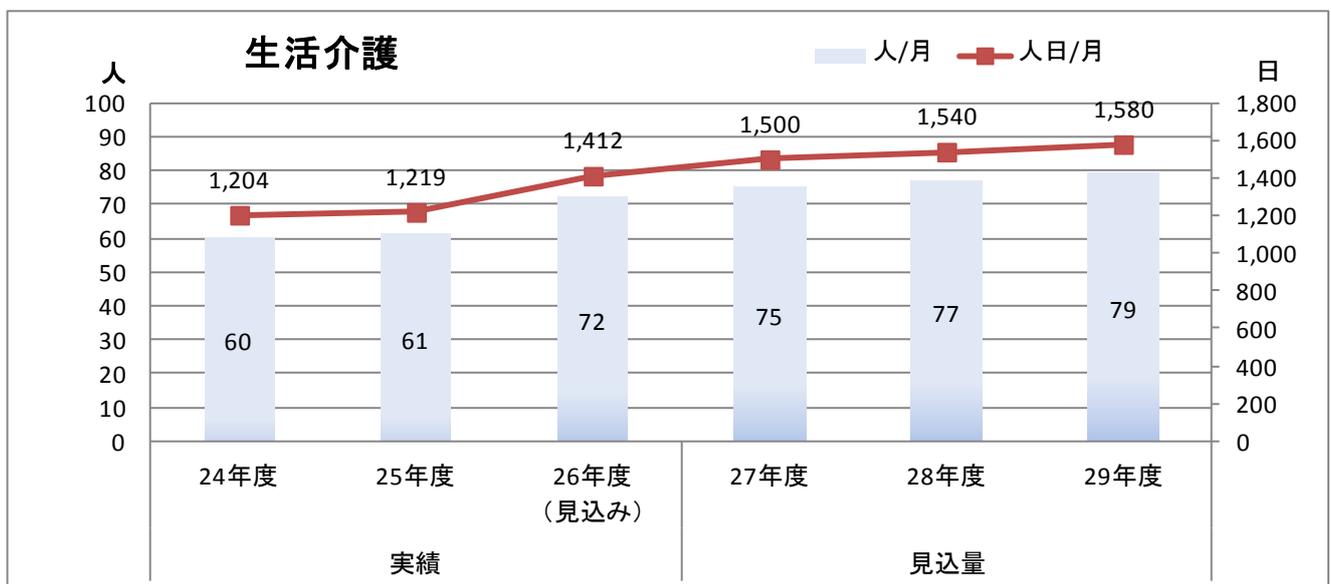


## 2 日中活動系サービスの見込量

### (1) 生活介護

生活介護については、平成26年度に町内に新規事業所が開設され利用者が急増しました。平成27年度以降は今のところ新規事業所の開設は予定されていませんが、障害のある人の地域生活への移行促進や女性の社会進出の推進、特別支援学校の卒業予定者の状況などを勘案して、今後も利用の増加が見込まれるため、一年当たり2人増加すると見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、一月当たり20日と見込んでいます。

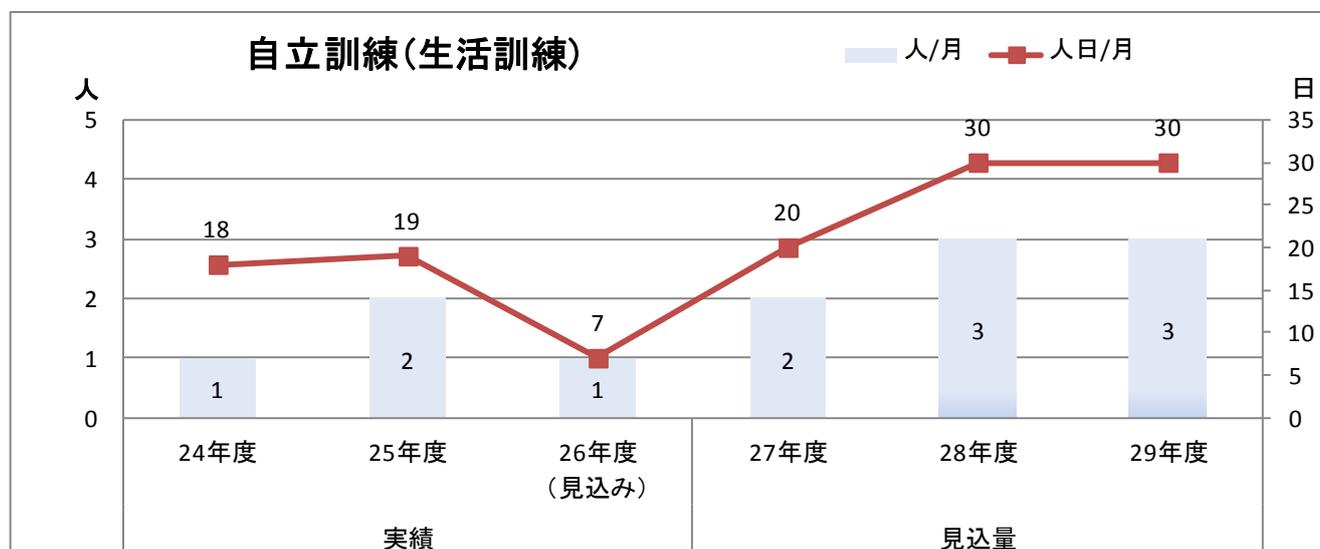
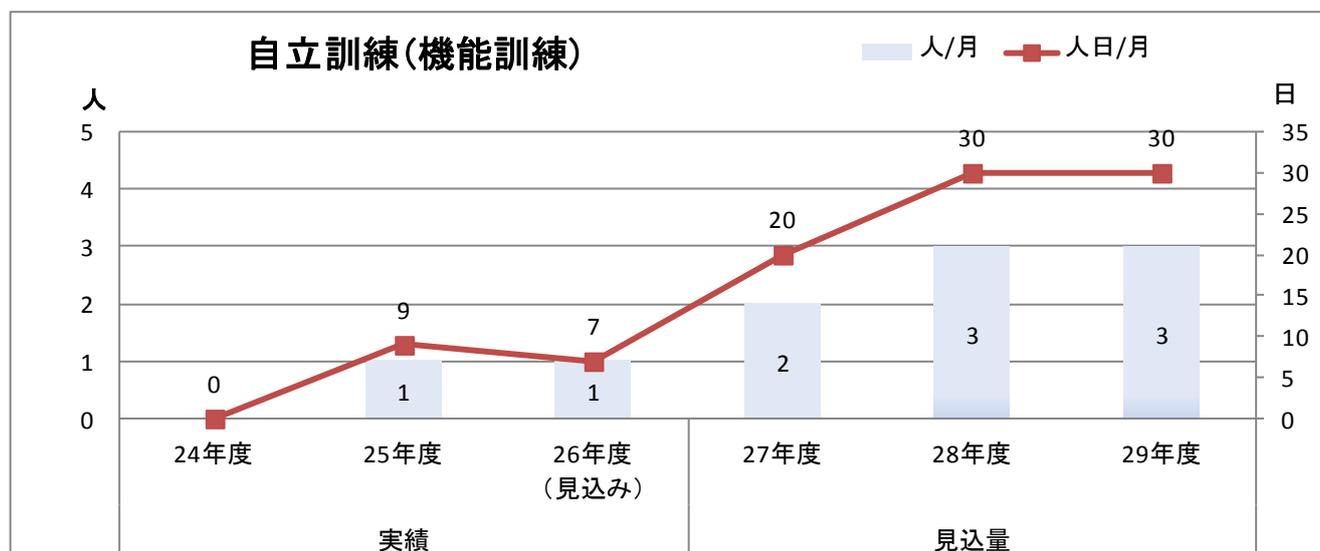
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人/月	60	61	72	75	77	79
	人日/月	1,204	1,219	1,412	1,500	1,540	1,580



## (2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立訓練については、近隣市町にサービス提供事業者はなく、これまでの利用状況は低調に推移しています。今後、地域生活への移行が促進される中で、本サービスの利用も見込まれることから、これまでの利用実績等を踏まえ、利用人数を見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、一月当たり10日と見込んでいます。

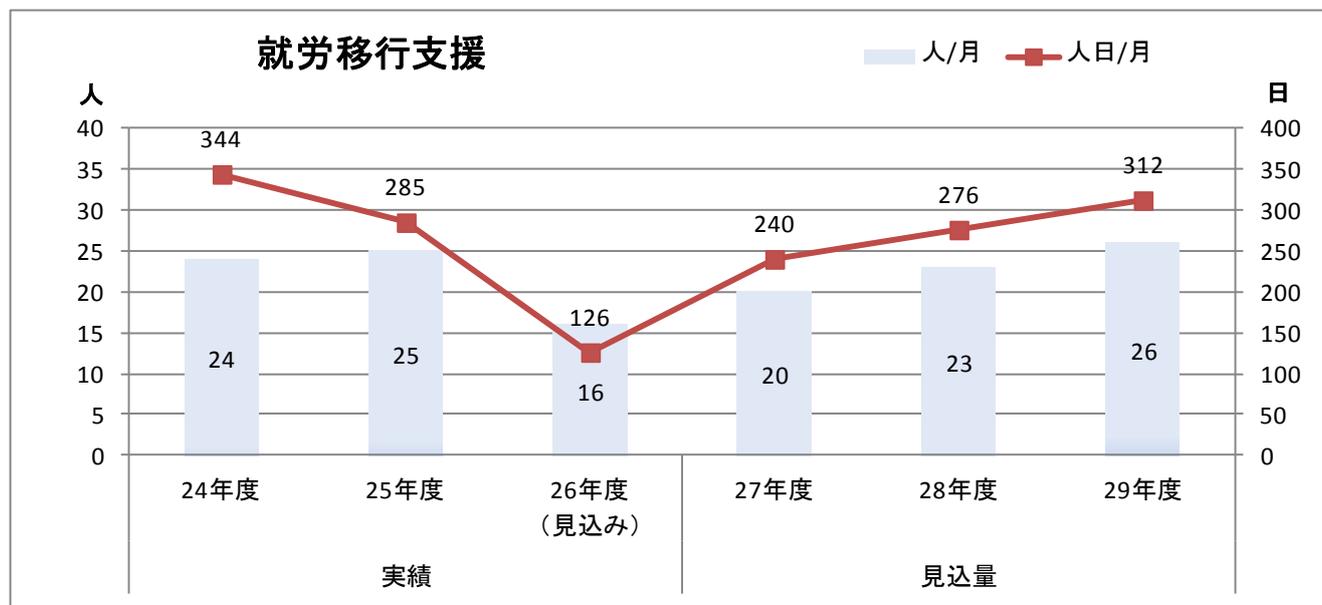
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	2	3	3
	人日/月	0	9	7	20	30	30
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	2	1	2	3	3
	人日/月	18	19	7	20	30	30



### (3) 就労移行支援

障害のある人の、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を通して、就労の適正を見極め、適切な就労支援を行うことが重要であるため、就労を希望する障害のある人に対し、就労移行支援を実施します。利用者数は基本指針を踏まえ、平成29年度26人と見込んでいます。また、一人当たりの利用日数は一月当たり12日と見込んでいます。

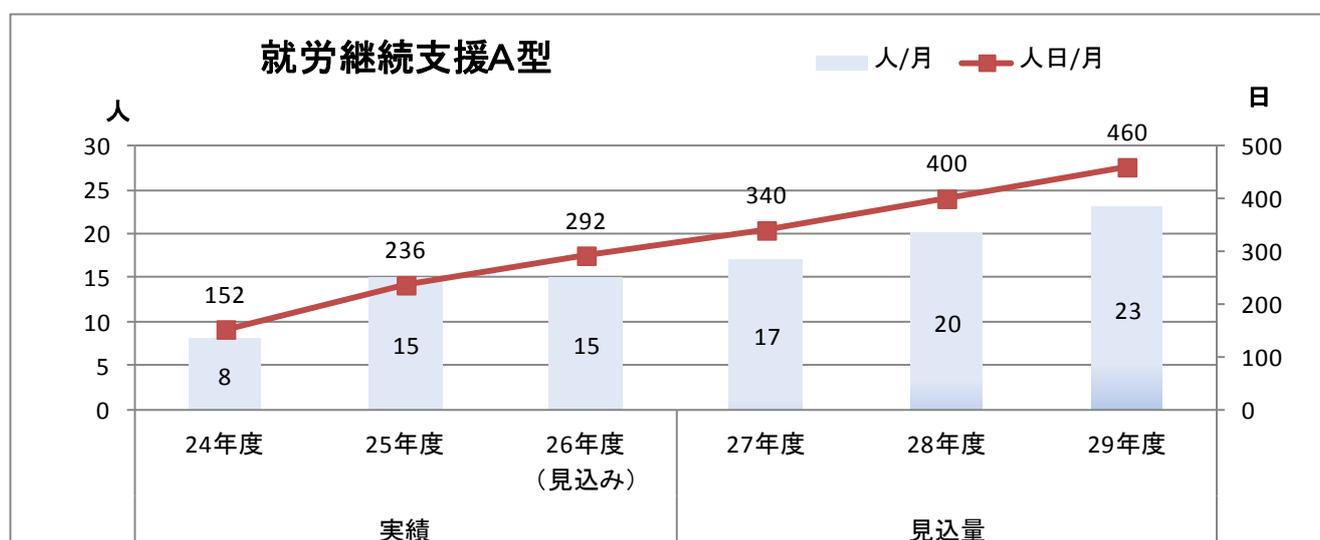
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
就 労 移 行 支 援	人/月	24	25	16	20	23	26
	人日/月	344	285	126	240	276	312



#### (4) 就労継続支援A型

就労継続支援A型については、利用者は増加傾向であり、平成27年度以降町内に新規事業所の開設が検討されています。また、県内においても新規事業所の開設が相次いでいることから、一年当たり3人増加すると見込んでいます。また、一人当たりの利用日数は、一月当たり20日と見込んでいます。

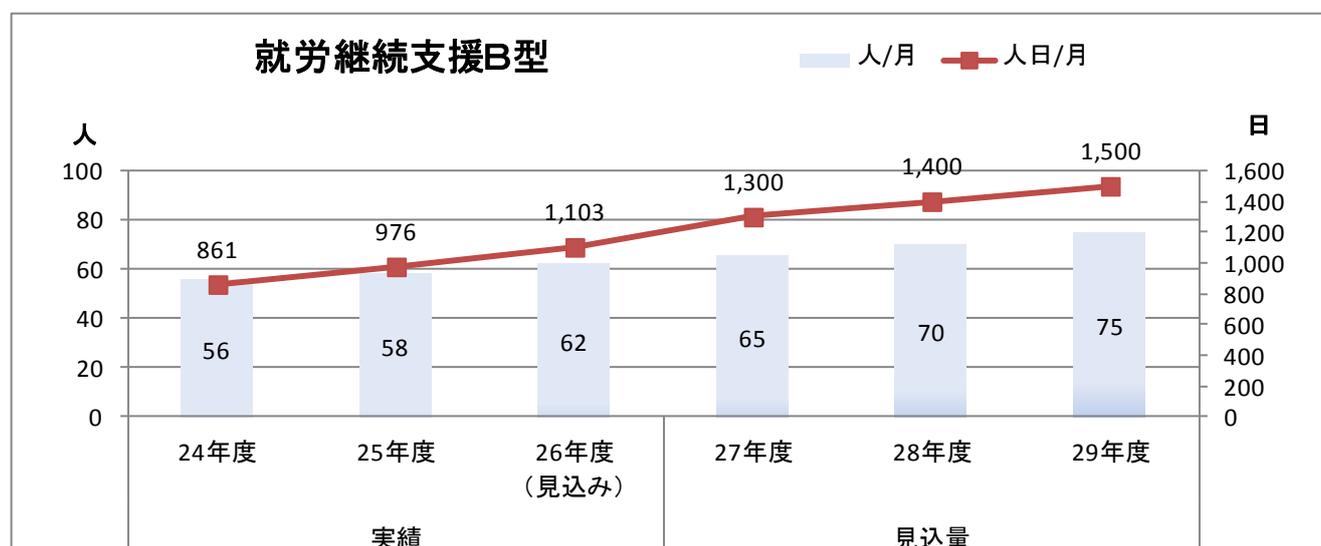
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
就 労 継 続 支 援 A 型	人/月	8	15	15	17	20	23
	人日/月	152	236	292	340	400	460



## (5) 就労継続支援B型

就労継続支援B型については、就労継続支援A型同様に利用者は増加傾向となっています。特別支援学校の卒業予定者の状況などを勘案して、今後も利用の増加が見込まれるため、一年当たり5人増加すると見込んでいます。また、一人当たりの利用日数は、一月当たり20日と見込んでいます。

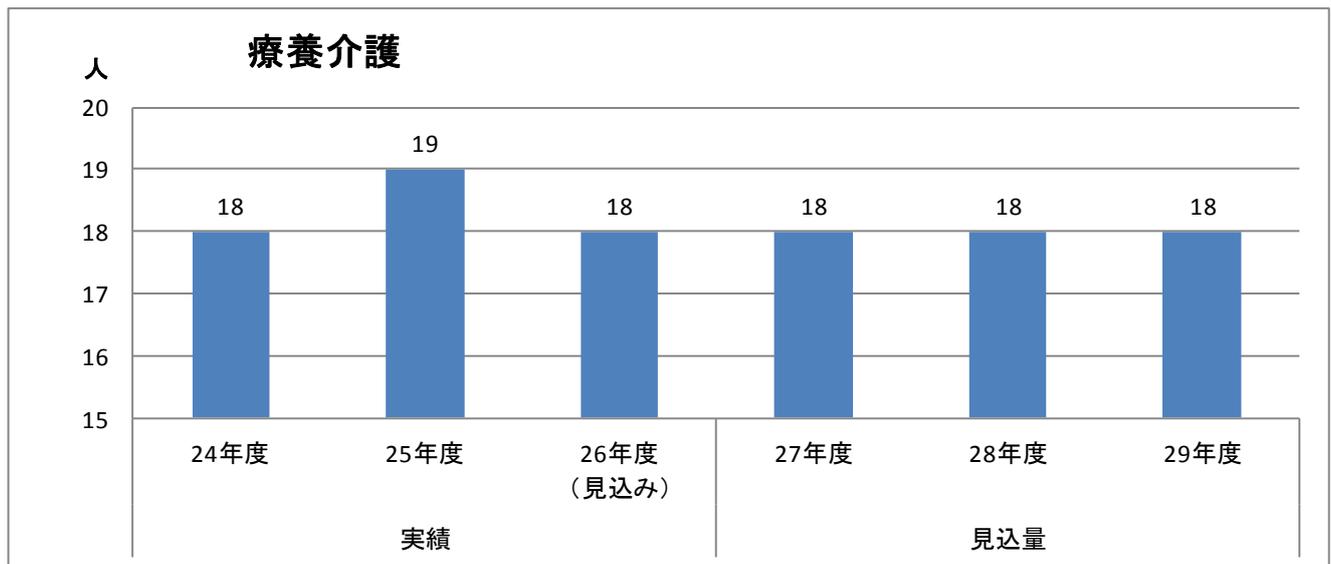
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
就 労 継 続 支 援 B 型	人/月	56	58	62	65	70	75
	人日/月	861	976	1,103	1,300	1,400	1,500



## (6) 療養介護

療養介護については、利用者は横ばいの状態であり、今後も同様の状態が継続されると見込んでいます。

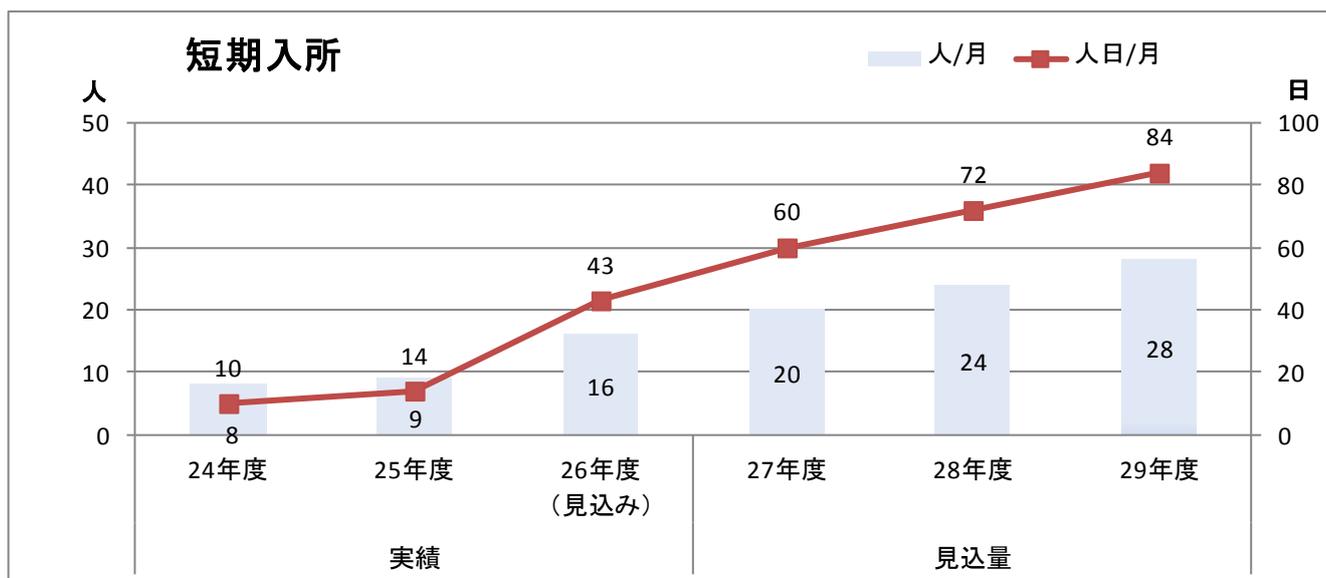
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
療 養 介 護	人/月	18	19	18	18	18	18



## (7) 短期入所

短期入所については、平成26年度に町内に新規事業所が開設され利用者が急増しました。平成27年度以降は今のところ新規事業所の開設は予定されていませんが、介護者の休息、障害のある人の地域生活への移行促進、女性の社会進出、特別支援学校の卒業予定者の状況などを勘案して、今後も利用の増加が見込まれるため、一年当たり4人増加すると見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、一月当たり3日と見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
短期入所	人/月	8	9	16	20	24	28
	人日/月	10	14	43	60	72	84



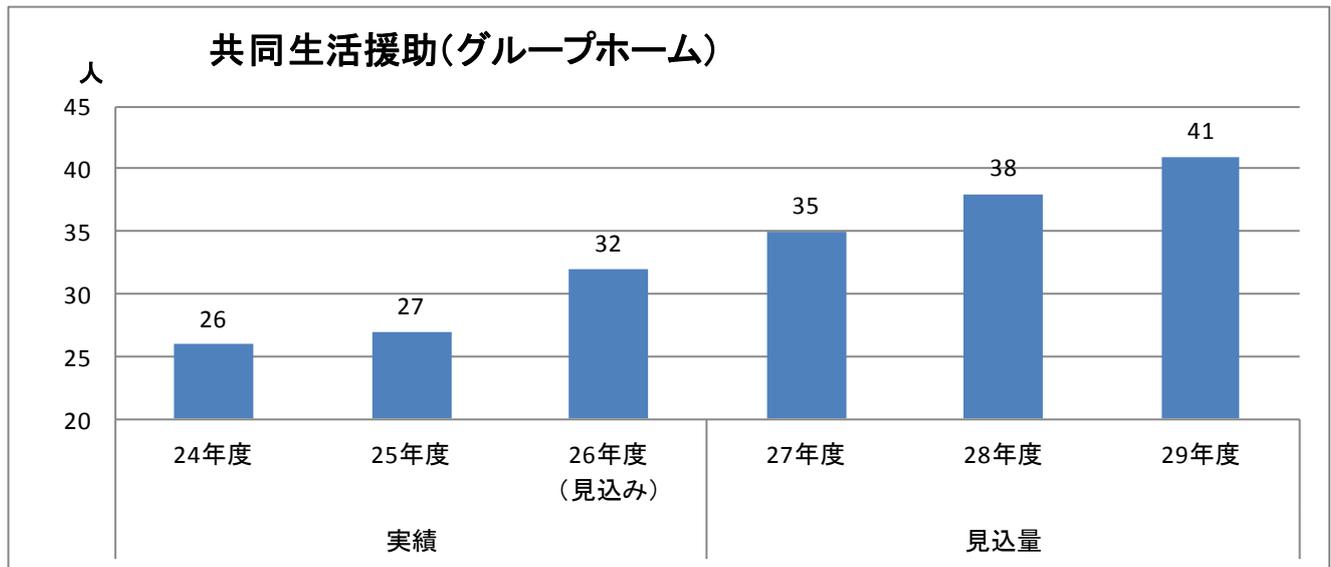
### 3 居住系サービスの見込量

#### (1) 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助については、平成26年度に町内に新規事業所が開設され利用者が急増しました。平成27年度以降は今のところ新規事業所の開設は予定されていませんが、福祉施設の入所者の地域生活への移行予測、特別支援学校の卒業予定者の状況などを勘案して、今後も利用の増加が見込まれるため、一年当たり3人増加すると見込んでいます。

また、共同生活援助については、介護者の高齢化による入所希望や、親亡き後の生活の場としての役割が期待されています。

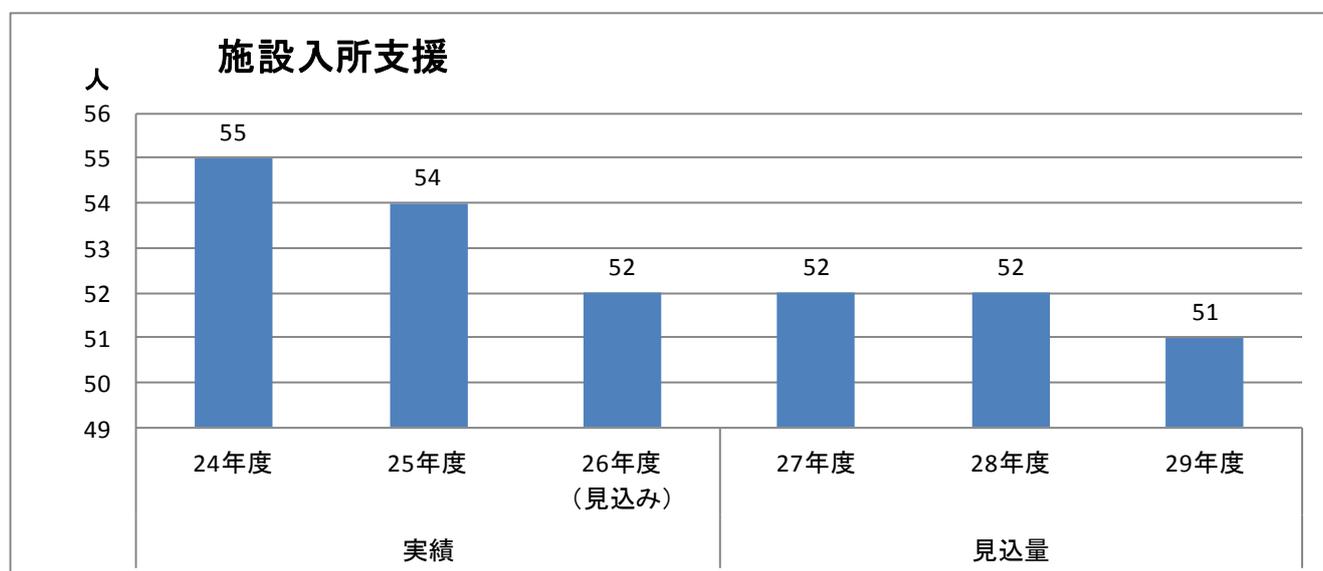
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	26	27	32	35	38	41



## (2) 施設入所支援

施設入所支援については、平成26年度末54人の方が利用されています。現在のところ新規施設の設置は予定されていないため、基本指針では、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とされていることから、福祉施設入所者の地域生活への移行者数等を踏まえて見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人/月	55	54	52	52	52	51

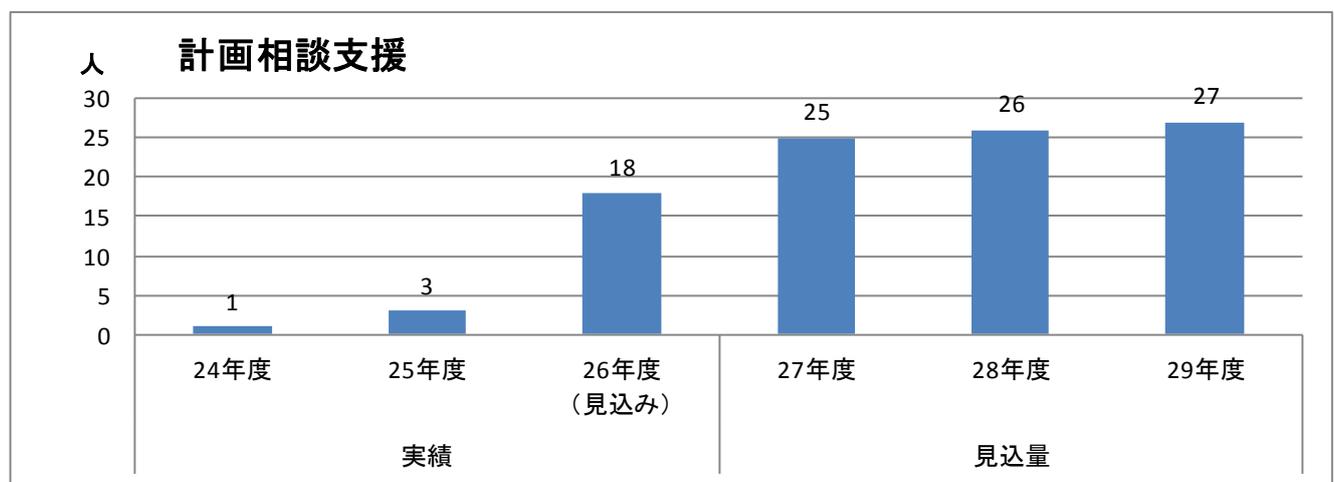


## 4 相談支援サービスの見込量

### (1) 計画相談支援

計画相談支援については、平成27年4月1日以降に障害福祉サービスの支給申請を行うすべての障害者（児）について、サービス等利用計画案の提出が必須化されるため、利用者の増加が見込まれます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人/月	1	3	18	25	26	27



### (2) 地域移行支援

地域移行支援については、これまで利用実績はありませんが、入院中の精神障害者の地域生活への移行が促進されること等を勘案し見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1

### (3) 地域定着支援

地域定着支援については、これまで利用実績はありませんが、福祉施設の入所者の地域生活への移行が促進されること等を勘案し見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

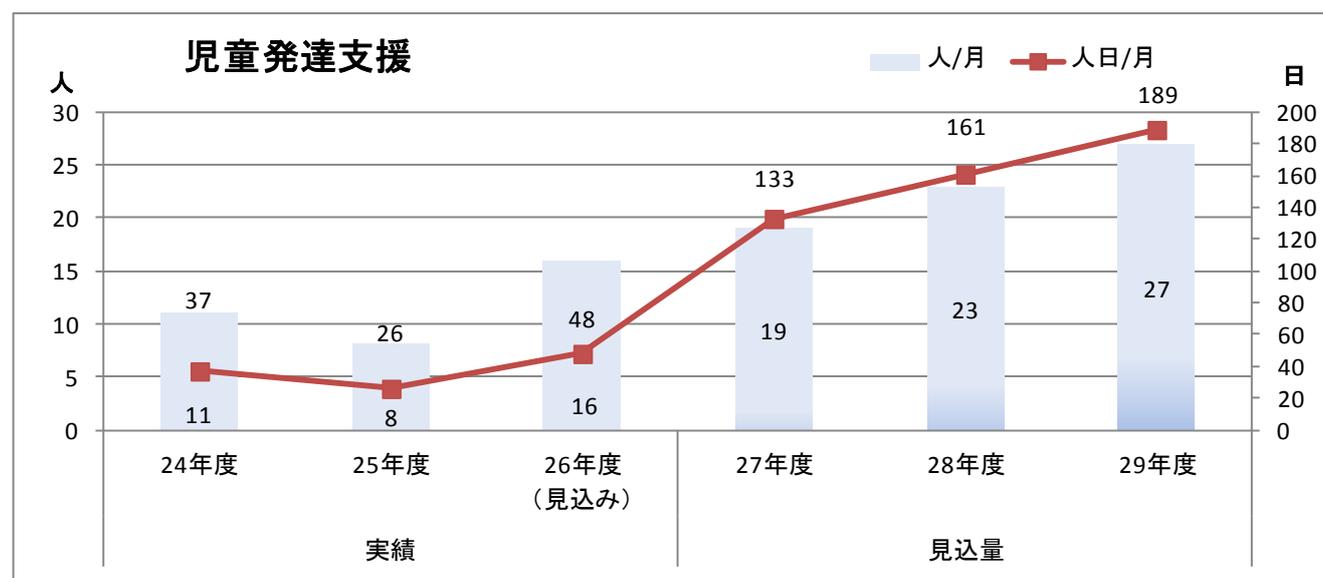
## 5 障害児支援の見込量

### (1) 障害児通所支援

#### ア 児童発達支援

乳幼児健診等のスクリーニングの結果、療育の必要性があると認められる児童は増加傾向にあり、児童発達支援については利用の増加が見込まれるため、一年当たり3人増加すると見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、一月当たり7日と見込んでいます。

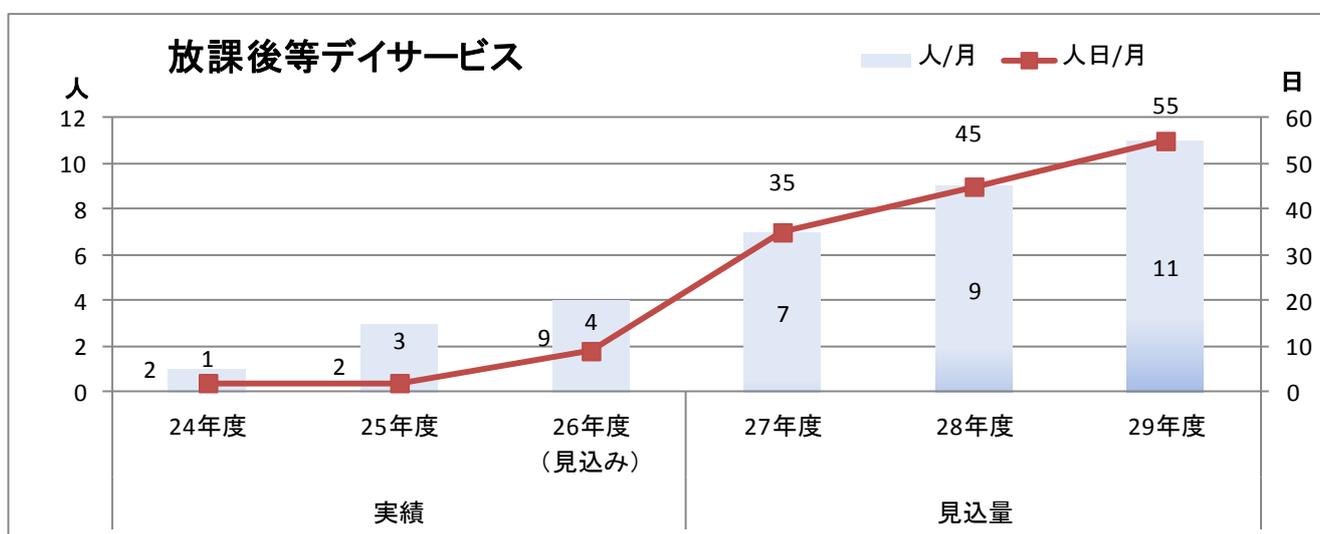
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	11	8	16	19	23	27
	人日/月	37	26	48	133	161	189



## イ 放課後等デイサービス

児童発達支援の利用者の増加に比例し、療育の必要性があると認められる学童も増加傾向にあり、今後も利用の増加が予想されるため、一年当たり1人増加すると見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、一月当たり4日と見込んでいます。

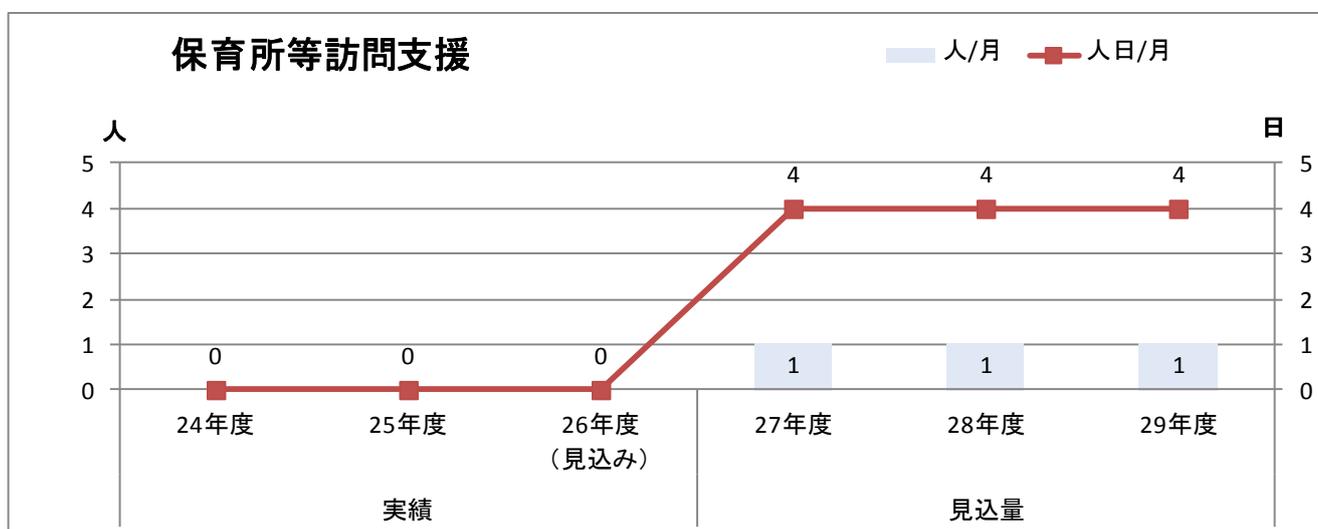
サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
放課後等デイサービス	人/月	1	3	4	7	9	11
	人日/月	2	2	9	35	45	55



### ウ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、これまで利用実績はありませんが、近隣の市町には当該支援を行う事業者があり、今後、利用を希望されることも予想されるため、一月当たり1人と見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、一月当たり4日と見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	4	4	4



### エ 医療型児童発達支援

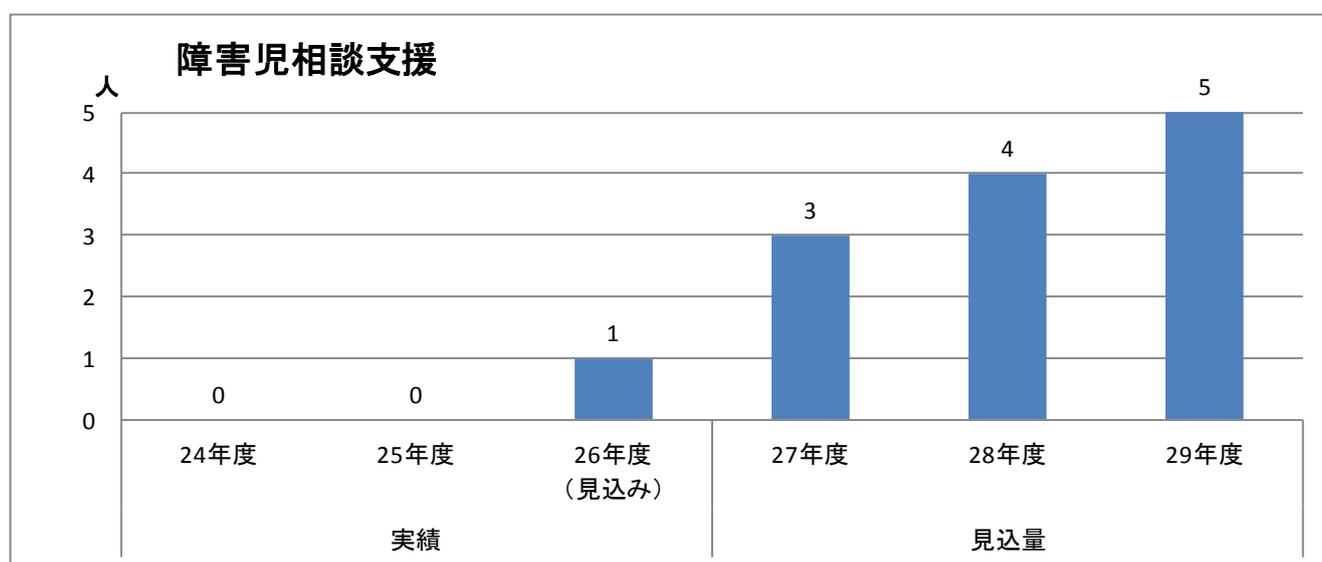
医療型児童発達支援については、近隣に事業者がなく、利用者は見込んでいません。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

## (2) 障害児相談支援

障害児相談支援については、平成27年4月1日以降に障害児通所支援サービスの支給申請を行うすべての障害児について、障害児利用支援計画案の提出が必須化されるため、利用者の増加が見込まれます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	人/月	0	0	1	3	4	5

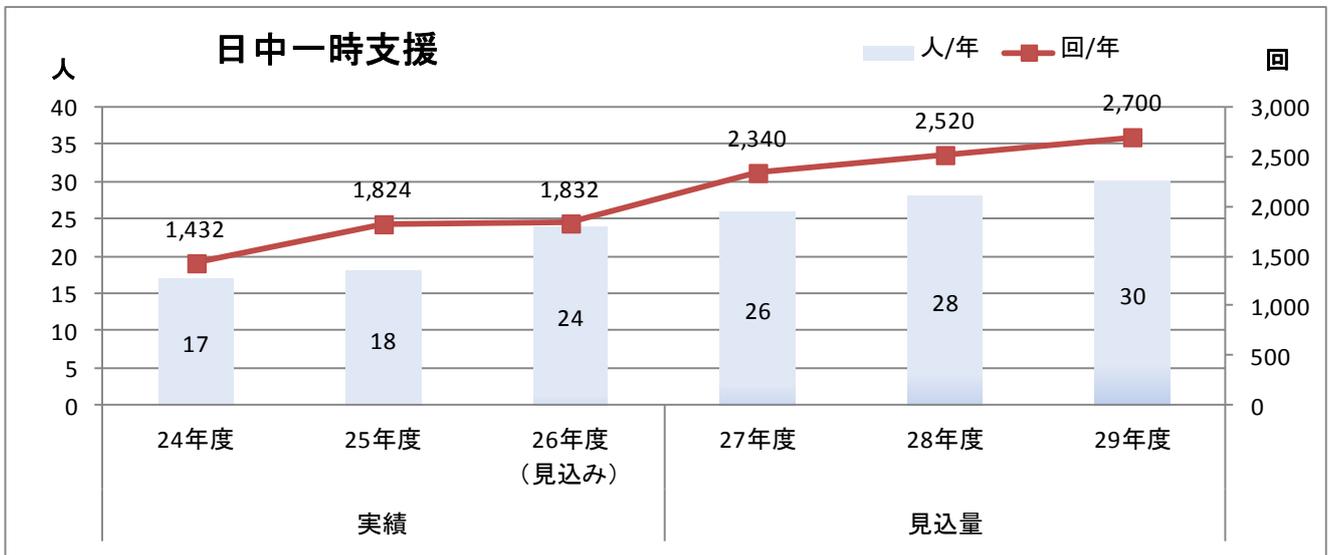
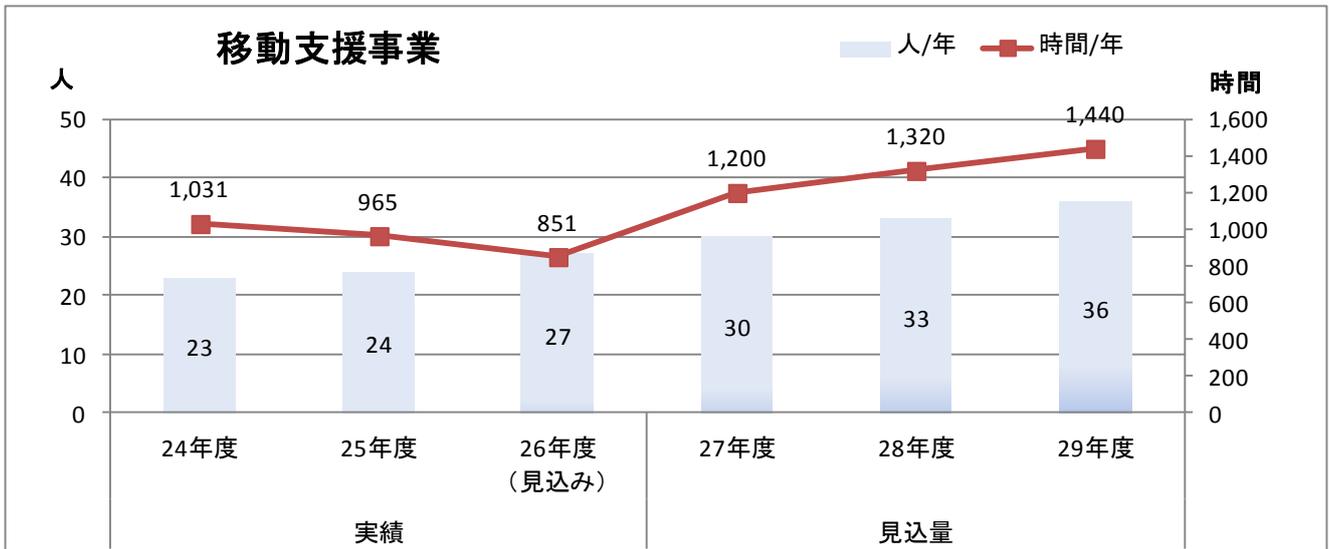


## 6 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が主体となって地域の特性やニーズに応じた柔軟なサービスを効果的・効率的に展開する事業です。障害者等の福祉の向上を図るとともに、障害の有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

これまでの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	有無		無	無	無	有	有
自発的活動支援事業	有無		無	無	無	無	無
相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	2
成年後見制度 法人後見支援事業	有無		無	無	無	無	有
意思疎通支援事業	件/年	3	0	0	3	5	7
日常生活用具給付事業	件/年	685	704	680	700	710	720
手話奉仕員養成研修事業	有無		無	有	有	有	有
移動支援事業	人/年	23	24	27	30	33	36
	時間/年	1,031	965	851	1,200	1,320	1,440
地域活動支援センター 機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
福祉ホームの運営	人/年	2	2	2	2	2	2
訪問入浴サービス	人/年	-	1	1	1	1	1
日中一時支援	人/年	17	18	24	26	28	30
	回/年	1,432	1,824	1,832	2,340	2,520	2,700
自動車運転免許取得助成	件/年	2	0	0	1	1	1
自動車改造助成	件/年	0	0	0	1	1	1
更生訓練費給付	人/年	1	0	0	1	1	1



## 第6 障害福祉サービス等の見込量確保のための方策

### 1 障害福祉サービスの提供体制の確保

障害福祉サービスの提供体制の確保と事業の安定的な運営のため、関係機関や杵藤地区自立支援協議会等と連携するとともに、国や県に対する制度改善や財政措置の充実について、機会あるごとに要望していきます。また、サービス事業者に対しては積極的な情報発信に努め、事業の拡大・新規参入を促進していきます。

#### (1) 訪問系サービス

居宅介護、同行援護及び行動援護については、サービス利用の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

#### (2) 日中活動系サービス

就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型については、サービス利用の増加を見込んでいるため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等との連携を強化し、障害者雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大と障害特性に応じた就労支援を図ります。

また、生活介護及び短期入所についても増加を見込んでいるため、近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により、必要なサービス量の確保に努めます。

#### (3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人の地域生活への移行が進むのに伴い、これまで以上にニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、利用定員の拡大と新規参入を促進していきます。

施設入所支援は、地域移行の促進により必要なサービス量の減少を見込んでいますが、今後も広域的な対応により、適切なサービスの提供に努めます。

## **(4) 相談支援サービス**

計画相談支援については、法改正に伴う利用者の増加を見込んでいることから、提供事業所の確保に努めるとともに、県及び杵藤地区自立支援協議会において研修会を実施するなど、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成に努めます。

また、地域移行支援、地域定着支援については、県及び杵藤地区自立支援協議会において研修会等を開催し、事業を行える指定一般相談支援事業所の人材確保及び資質の向上に努めます。

## **2 障害児支援の提供体制の確保**

### **(1) 障害児通所支援**

療育を必要とする児童の早期発見・早期支援のため、保健、医療、教育等の関係機関との情報共有と連携により、早期療育の実施に努めます。また、近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により必要なサービス量の確保に努めます。

### **(2) 障害児相談支援**

障害児相談支援については、法改正に伴う利用者の増加を見込んでいることから、近隣市町と連携し、提供事業所の確保に努めるとともに、県及び杵藤地区自立支援協議会において研修会を実施するなど、障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の育成に努めます。

### 3 地域生活支援事業の提供体制の確保

相談支援事業については、現在、江北町と共同して「障がい者総合相談支援センター」を白石町健康センター内に設置して対応しています。年々相談事案は複雑化し、支援期間も長期化しており、平成26年度からは職員を増員しているところです。今後も適切な支援が出来るよう杵藤地区自立支援協議会での困難ケースの検討会等を通して相談支援専門員の資質の向上に努めます。

必須事業として新たに位置付けられた成年後見制度法人後見支援事業については、業務の効率的な運営を図るため、杵藤地区自立支援協議会で検討を行い、他の市町と共同して実施できるよう協議します。

手話奉仕員養成研修事業については、研修生の確保と事業の効率的な運営を図るため、平成26年度から杵藤地区の市町で共同実施しています。今後も、受講希望者数をみながら共同実施に努めます。

移動支援事業については、利用者も増加傾向であり、ニーズに対応できるよう、近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により必要なサービス量の確保に努めます。

日中一時支援事業については、保護者の就労等により利用者が増加しています。特に障害児については、夏休みなど長期休業中の利用希望が殺到している状況です。支援の必要性を見極め、適切な利用を促進するとともに、近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により必要なサービス量の確保に努めます。

## 第4期白石町障害福祉計画策定委員会委員名簿

(五十音順(会長・副会長を除く) 敬称略)

	氏名	所属等
会長	下田 幸子	特定非営利活動法人 障害者生活支援センター蓮の実 理事長
副会長	原崎 正博	白石町社会福祉協議会 事務局長補佐
	岩永 もと子	白石町民生児童委員協議会 主任児童委員
	川原 哲朗	杵藤保健福祉事務所 福祉支援課長
	草場 祥則	白石町議会議員
	小松原 修	佐賀県立うれしの特別支援学校 教諭
	辻本 喜美子	白石保養院 精神保健福祉士
	前田 弘次郎	白石町身体障害者福祉協会 有明支部副会長
	村山 光弘	社会福祉法人佐賀西部コロニー 白石作業所 サービス管理責任者
	吉原 貴広	社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター 生活支援ワーカー

---

## 第4期白石町障害福祉計画

---

発行年月 平成27年3月  
発行 佐賀県 白石町  
編集 長寿社会課 障がい福祉係  
住所 〒849-1192  
佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1  
電話 0952-84-7117 F A X 0952-84-6611



しろいしみのりちゃん